談所を設置した市を包括する都道府県にあつては、当該市の児童相談所における虐待相談対応件数に準ずる件数として総務大臣が調査した件数を除く。）

［略］

c　国勢調査によつて調査した令和２年10月１日現在における当該都道府県の区域内の指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

［略］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.577}{A}$$

算式キの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{12{,}013}$$

｛（a－b）×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［２～20　略］

21　児童扶養手当支給者数は、令和六年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22～36　略］

37　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B \times C \times 3.783$$

［同左］

c　当該都道府県の区域内の令和６年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

［同左］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.474}{A}$$

算式キの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{11{,}272}$$

｛（a－b）×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［２～20　同上］

21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22～36　同上］

37　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B \times C \times 3.709$$